

九州大学百年史 第8巻 : 資料編 I

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報 : 九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第三編

九州帝国大学の拡充

第一章 大学制度の改革

第一節 大学令の公布

一六一 大学改革ニ関スル件

〔評議会議案録〕大正七・八年

大学改革ニ関スル件

- 一、綜合大学ヲ可トスルモ単科大学必スシモ不可ナラサルコト
- 二、分科大学ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ及其理論及応用ヲ教授スル所トスルコト
- 三、大学院ノ名称ヲ廢シ各分科大学ニ研究学生ヲ收容スルコト
- 四、学年始メヲ四月トスルコト
- 五、学年ヲ廢シ科目制トシ各帝國大学ヲ通シテ聽講スルコトヲ得シムルコト、スルコト
- 六、学士ノ称号ヲ得ントスル者ニハ別ニ定ムル所ニ抛リテ試験ヲ受ケシムルコト（理想トシテハ将来医育統一出来之上ハ称号試験ト開業試験トヲ別ニスルコト）
- 七、試験ヲ受クルニハ通シテ一定ノ年限以上ノ就学ヲ要スルコト
- 八、夜間授業ノ設備ヲ為シ学生ニ聽講ノ便ヲ与フルコト
- 九、優等生特待生ヲ廢スルコト

十、卒業式ヲ廢スルコト

十一、教授助教授ハ六十歳ヲ以テ停年トスルコト

十二、教授助教授ノ優遇方法ヲ設クルコト

一六二 帝國大学及其ノ学部ニ関スル件

〔官報〕第一九五三号 一九一九（大正八）年二月七日

朕帝國大学及其ノ学部ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正八年二月六日

内閣総理大臣 原 敬

文部大臣 中橋徳五郎

勅令第十三号

帝國大学及其ノ学部ハ左ノ如シ

東京帝國大学

法学部

医学部

工学部

文学部
理学部
農学部
經濟学部
京都帝国大学
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
東北帝国大学
理学部
医学部
九州帝国大学
医学部
工学部
農学部
北海道帝国大学
農学部
医学部
附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ法科大学、医科大学、工科大学、文科大学、理科大学、農科大学ハ各本令ノ法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部トス

九州帝国大学農学部及北海道帝国大学医学部ノ各学科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム

明治三十年勅令第二百八号、同年勅令第二百九号、明治四十年勅令第二百三十六号、明治四十三年勅令第四百四十八号及大正七年勅令第四十三号ハ之ヲ廢止ス

第二節 九州帝国大学の制度改革

一六三 九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件

〔官報〕第一九五三号 一九一九（大正八）年二月七日

朕九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正八年二月六日

内閣総理大臣 原 敬

文部大臣 中橋徳五郎

勅令第十七号

九州帝国大学各学部ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数左ノ如シ

医学部

解剖学

三講座

病理学

二講座

薬物学

一講座

生理学

二講座

医化学

一講座

内科学

三講座

婦人科学、産科学

一講座

小児科学

一講座

外科学

二講座

整形外科学

一講座

皮膚病学、微毒学

一講座

精神病学

一講座

衛生学

二講座

眼科学

一講座

法医学

一講座

耳鼻咽喉科学

一講座

工学部

土木工程

五講座

機械工学

五講座

電気工学

四講座

応用化学

五講座

採鉱学

二講座

冶金学

三講座

製造冶金学

一講座

数学及力学

一講座

物理学

一講座

化学

一講座

材料強弱学

一講座

事務官

応用地質学

一講座

学生監

建築学

一講座

助手

附則

書記

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二条中「帝国大学令ノ規定ニ依リ」ヲ削ル

明治四十四年勅令第四十八号及明治四十五年勅令第百二十九号ハ之

第二条ノ二 教授ハ専任五十四人奏任又ハ勅任トス各学部ニ分属シ

ヲ廃止ス

テ其ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

一六四 九州帝国大学官制中改正

教授ニシテ学部長又ハ医学部附属医院長ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ担任セシメサルコトヲ得

〔官報〕第一九九六号 一九一九（大正八）年四月一日

第二条ノ三 助教授ハ専任二十七人奏任トス各学部ニ分属シ教授ヲ

朕九州帝国大学官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

助教授ヲ担任スル助教授ハ前項ノ定員外トス但シ講座ヲ分担スル者

御名 御璽

ハ此ノ限ニ在ラス

大正八年三月三十一日

内閣総理大臣 原 敬

第四条ノ二 助手ハ専任七十三人判任トス各学部ニ分属シ教授又ハ

文部大臣 中橋徳五郎

助教授ノ指揮ヲ承ケテ學術ニ関スル職務ニ服ス

勅令第五十六号

第五条中「書記ハ判任トス」ヲ「書記ハ専任十九人判任トス」ニ改

九州帝国大学官制中左ノ通改正ス

メ同条第二項ヲ削ル

第一条 九州帝国大学ニ左ノ職員ヲ置ク

第六条 各学部ニ学部長一人ヲ置キ其ノ学部ニ属スル教授ノ中ヨリ

総長

文部大臣之ヲ補ス

教授

学部長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ学部ノ事ヲ掌ル

助教授

第七条 医学部ニ附属医院ヲ置ク

医院ニ医院長ヲ置キ医学部ニ属スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補

ス

医院長ハ総長ノ監督ノ下ニ於テ医院ノ事務ヲ掌理ス

第八条 医院ニ薬局長ヲ置ク専任一人奏任トス

薬局長ハ医院薬局ノ事務ヲ掌理ス

第九条 医院ニ薬剤手ヲ置ク専任六人判任トス

薬剤手ハ薬局長ノ指揮ヲ承ケテ医院薬局ニ関スル職務ニ服ス

第九条ノニヲ削ル

第十条 医院ニ看護長ヲ置ク専任三人判任トス

看護長ハ上官ノ命ヲ承ケテ医院ニ於ケル看護ニ関スル職務ニ服ス

第十一条乃至第十三条ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ九州帝国大学分科大学ノ教授又ハ助教ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝国大学ノ教授又ハ助教等並現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相当スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノトス但シ現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相当スル級俸ナキトキハ従前ノ本俸及加俸ノ額ニ相当スル本俸ヲ受クルモノトス

本令施行ノ際現ニ九州帝国大学分科大学ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝国大学ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ九州帝国大学分科大学長又ハ医科大学附属医院長ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝国大学ノ学部長又ハ医学部附属医院長ニ補セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ九州帝国大学ノ医科大学附属医院長若ハ薬剤手又ハ医科大学看護長ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝国大学医学部附属医院ノ薬局長、薬剤手又ハ看護長ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ九州帝国大学分科大学助教ニシテ休職ノ者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ休職ノ儘九州帝国大学助教ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

一六五 九州帝国大学通則

(一九一九(大正八)年九月九日改正)

九州帝国大学通則

第一章 学年、休業

第一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二条 左ニ記載スル日ハ休業トス

日 曜 日

神武天皇祭 四月三日

明治天皇祭 七月三十日

天長節 八月三十一日

秋季皇靈祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

天長節祝日 十月三十一日

新嘗祭 十一月二十三日

新年拝賀式 一月一日

元始祭 一月三日

紀元節 二月十一日

記念日 三月一日

春季皇靈祭 春分日

第三条 春季夏季及冬季ノ休業期日ハ左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同月十日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬季休業 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第四条 休業中ト雖見字又ハ実習ヲ為サシムルコトアルヘシ

第二章 学部

第一節 学生

第一 入学

第五条 入学ハ学年ノ始トス

第六条 学部ニ入学ヲ許スヘキ者ハ高等学校大学予科ニ於テ志望相当学科ヲ卒業シタル者タルヲ要ス

第七条 左ニ記載スル者ハ前条ノ入学志望者ヲ收容シ尚欠員アル場合ニ限り記載ノ順位ニ依リ入学スルコトヲ得

一 他ノ帝国大学生ニシテ同一学科ニ転学ヲ望ム者

二 文部大臣ニ於テ高等学校大学予科同等以上ト認めタル学校ノ卒業者

三 大学予科学力検定規程ニ依リ大学予科卒業者ト同等以上ノ学力アリト検定セラレタル者

四 大学ニ於テ臨時施行スル入学検定試験ニ及第シタル者

第八条 帝国大学ニ於テ試験ニ合格シ学士ト称スルコトヲ得タル者

入学ヲ請フトキハ欠員アル場合ニ限り前条ノ入学志望者ニ先チ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九条 本学学生ニシテ退学シタル者再ヒ入学ヲ請フトキハ欠員アル場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 第六条乃至第九条ニ依ル入学志望者ハ三月十五日迄ニ願書ニ履歷書ヲ添付シ当該学部長ニ願出ツヘシ但シ期限後ト雖モ授業上差支ナキトキハ願書ヲ受理スルコトアルヘシ

第十一条 第七条第四号ノ入学検定試験ヲ要スル者ハ受験料金五円ヲ納付スヘシ但シ既納ノ受験料ハ受験者ノ都合ニ依リ入学願ヲ取消スコトアルモ之ヲ還付セス

第十二条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料金五円ヲ納付スヘシ

第十三条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人一人ヲ設クヘシ

保証人ハ父又ハ兄トシ父兄ナキトキ若ハ止ヲ得サル事情アルトキハ内地ニ居住スル成年ノ男子ニシテ学部長ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

保証人ハ保証書並入学者ノ戸籍謄本ヲ差出シ在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十四条 保証人居所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ直チニ届出ツヘシ

第十五条 保証人死去シ又ハ其ノ資格ヲ失フトキハ更ニ第十三条ノ手續ヲ経ヘシ

第十六条 入学者ハ本学ニ於テ定メタル方式ニ依リ専心勤学ノ宣誓ヲ為スコトヲ要ス

第十七条 入学者ハ入学科ヲ納付シ保証書ヲ差出シタル後ニ非サレハ講義、実験ニ出席シ及圖書ヲ閲覧スルコトヲ得ス

第二 授業

第十八条 学生ノ授業ニ関スル規定ハ学部ニ於テ之ヲ定ム

第十九条 学生ハ他ノ学部ノ科目ヲ学修スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ所属学部長ヲ経テ当該学部長ノ許可ヲ受クヘシ

第三 休学、転学、退学

第二十条 疾病ニ因リ三箇月以上修学ヲ中止セントスルトキハ医師ノ診断書ヲ添付シ学部長ニ願出テ其ノ許可ヲ受ケ休学ヲ為スコトヲ得

休学ハ兵役ニ服スル場合ヲ除キ一箇年以上ニ互ルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル者ニハ学部長ハ尚一箇年以内ノ休学ヲ許可スルコトアルヘシ

休学期間内ト雖其ノ事故止ムトキハ学部長ハ願ニ依リ復学ヲ許スコトアルヘシ

第二十一条 兵役ニ服スル者ハ其ノ現役又ハ応召中前条ニ準シテ休学シ満期後直チニ復学スルコトヲ得

第二十二条 他ノ帝国大学ニ転学セントスルトキハ其ノ理由ヲ詳記シ学部長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ与ヘタルトキハ其ノ学籍ヲ除ク

第二十三条 疾病其ノ他ノ事故ニ依リ成業ノ見込ナシト認定シタルトキハ学部長ハ総長ノ認可ヲ経テ之ニ退学ヲ命スルコトヲ得

第二十四条 退学セントスルトキハ保証人連署ノ上学部長ニ願出ツヘシ

第四 試験

第二十五条 試験ハ学部ノ規定スル所ニ依リテ之ヲ行フ

第五 合格証書、称号

第二十六条 大学令第十条ニ依リ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ニハ合格証書ヲ付与ス

第二十七条 前条ノ合格者ハ左ノ區別ニ従ヒ称号ヲ用ユルコトヲ得

一 医学ヲ修メタル者ハ医学士

- 二 工学ヲ修メタル者ハ工学士
- 三 農学ヲ修メタル者ハ農学士

第六 授業料

第二十八条 授業料ハ一学年金五拾円トシ一学期毎ニ之ヲ納付セシム其ノ毎期ノ金額及納付期日ハ別ニ之ヲ定ム

第二十九条 授業料納期最終日以前ニ於テ休学又ハ退学スルトキハ月割ヲ以テ授業料ヲ徴収ス但シ既納ノ分ハ之ヲ還付セス

復学ヲ許サレタル者ノ授業料ハ月割ヲ以テ之ヲ徴収ス

第三十条 停学ニ処セラレタル者ハ其ノ期間ト雖授業料ハ之ヲ徴収ス

第三十一条 放學ニ処セルラレタル者ハ其ノ期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス

第三十二条 授業料ヲ定日内ニ納付セサル者アルトキハ本人及其ノ保証人ニ催告シ尚納付ヲ怠ルトキハ之ヲ除名ス

第七 懲戒

第三十三条 学生ニシテ品行修マラス又ハ学業ヲ懈怠シ其ノ他懲罰ヲ要スト認ムル者アルトキハ総長ハ学部長ヲシテ懲戒ヲ行ハシム

第三十四条 懲戒ハ左ノ如シ

- 一 譴責
- 一 停学
- 一 放學

第二節 外国学生

第三十五条 外国人ニシテ学部所定ノ科目中一科目若ハ数科目ノ授業ヲ受ケントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ニ依リ之ヲ許可ス

第三十六条 外国学生ニシテ当該学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ学力ヲ検定シ大学予科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ合格証書ヲ付与スルコトアルヘシ

第三十七条 外国学生ニハ正科生ニ関スル規定ヲ準用ス

第三章 大学院

第三十八条 大学令第十一条ノ規定年限間本学学部又ハ他ノ学部ニ在学シタル者ニシテ大学院ニ入ラントスルトキハ研究事項ヲ具シ学部長ヲ經テ総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス但シ必要ト認ムルトキハ学力検定ヲ行フコトアルヘシ

第三十九条 前条以外ノ者ニシテ大学院ニ入ラントヲ願出ツルトキハ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス

前項ノ出願者ハ入学検定料金拾円ヲ納付スヘシ

第四十条 第三十八条中他ノ大学学部ニ在学シタル者並前条ニ依リ

者ノ入学願書ニハ学業履歴書及戸籍謄本ヲ添付スヘシ

第四十一条 大学院学生ハ当該学部長之ヲ監督ス

第四十二条 大学院学生ノ在学期ハ二箇年トス但シ研究ノ必要ニ依

リ在学延期ヲ願出ツル者アルトキハ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ
経テ三箇年以内一箇年毎ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十三条 大学院学生ノ指導ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ総長ノ
選定シタル教官之ヲ担任ス

教授会ニ於テ攻究上必要ト認ムルトキハ総長ノ選定シタル他ノ学
部ノ教官ヲシテ之カ指導ヲ為サシムルコトアルヘシ

第四十四条 大学院学生ハ当該学部内ニ於テ研究ニ従事スヘシ
第四十五条 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ

従事スルコトヲ得ス但シ当該学部ノ教務ニ従事シ又ハ評議会ニ於
テ研究上必要ト認メタル場合若ハ兵役ニ服スル場合ハ此ノ限りニ
非ス

第四十六条 大学院学生ハ指導教官及担任教官ノ承認ヲ経テ学部ノ
講義又ハ実験ニ出席スルコトヲ得

第四十七条 大学院学生ハ在学二箇年ノ終リニ於テ其ノ研究成績ヲ
指導教官ヲ経テ当該学部長ニ報告スヘシ但シ在学延期ヲ許可セラ

レタル者ハ一箇年毎ニ之ヲ報告スヘシ
第四十八条 大学院学生ニシテ学位ヲ得ント欲スル者ハ其ノ研究事

項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出スヘシ
前項論文ノ審査ハ当該学部教授会ニ於テ之ヲ行ハシム若シ必要アリ

ルト認ムルトキハ特ニ試験ヲ行ハシムヘシ
第四十九条 大学院学生ハ研究料トシテ一年金參拾五円ヲ納付スヘ

シ

研究料ハ在学第一年ニ於テハ入学ノ際ニ在学第二年以後ニ於テハ
入学ノ月ニ相当スル月ノ末日迄ニ之ヲ納付スヘシ

第五十条 大学院学生ニシテ兵役ニ服スル者ハ其ノ服役中研究料ヲ
免除ス但シ既納ノ分ハ之ヲ還付セス

第五十一条 特ニ奨励ヲ加フヘキ事項ヲ研究スル者ハ評議会ノ議ヲ
経テ第四十九条ノ研究料ヲ免除シ又ハ研究ニ要スル相当ノ費用ヲ給
与スルコトアルヘシ

第五十二条 大学院学生ニシテ研究料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ之ヲ除
名ス

第五十三条 大学院学生ニシテ第四十四条第四十五条及第四十七条
ノ規定ニ違反スル者若ハ品行修マラス又ハ研究ノ成績不良ニシテ
其ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認メタル者ハ当該学部教授会ノ議

ヲ経テ之ヲ除名ス
第五十四条 大学院学生退学セントスルトキハ学部長ヲ経テ総長ニ

願出ツヘシ
第五十五条 第十六条ハ之ヲ大学院学生ニ適用ス

第四章 特選給費学生
第五十六条 大学院学生中学力優秀志操堅固ニシテ永ク學術ノ攻究

ニ従事セントスル者若干名ヲ選抜シテ研究料ヲ免除シ学費ヲ給与
シ大学院ニ於テ研究ヲ為サシム之ヲ特選給費学生トス

第五十七条 学部長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ特選給費学生タルニ適當ノ者ヲ選抜シテ之ヲ総長ニ推薦シ総長ハ評議會ノ議ヲ経テ之ヲ定ム

第五十八条 学資ハ一人一箇月金五拾円以内トシ一箇年間之ヲ給与ス但シ必要アル場合ニ於テハ評議會ノ議ヲ経テ更ニ期間ヲ定メ之ヲ継続スルコトヲ得

第五十九条 特選給費学生ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第六十条 総長ハ学部長ノ申請ニ依リ特選給費学生ニ副手ヲ囑託スルコトアルヘシ

第六十一条 特選給費学生ニシテ其ノ資格ニ欠クル者アルトキハ総長ハ評議會ノ議ヲ経テ之ヲ免ス

第六十二条 本章ニ掲クルモノノ外ハ第三章ノ規定ニ依ル

第五章 奨学資金

第六十三条 大学院及学部学生ニ給費又ハ貸費ヲ為シ若ハ金員又ハ物品ヲ賞与シ其ノ他奨学ノ為ニ資金ヲ寄附セントスル者アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

奨学資金ハ寄附者ノ指定スル名義ヲ付スルコトヲ許可スルコトアルヘシ

第六十四条 寄附者ハ貸費給費又ハ賞与ヲ付スヘキ学科ヲ指定シ及貸費又ハ給費ヲ受ケタル学生ヲシテ或期間相当ノ報酬ヲ以テ一定ノ事業ニ従事セシムルコトヲ条件トスルコトヲ得

第六十五条 貸費ハ学力優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ学生ニ一年以内ヲ期シ年額百八拾円以内ヲ貸付スルモノトス但シ寄附者ニ於テ其ノ額ヲ指定スルトキハ此ノ限りニ非ス

第六十六条 貸費ヲ受ケント欲スル者ハ其ノ理由ヲ具シ学部長ヲ經テ総長ニ願出ツヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ身元確實ナル保証人二名(内一名ハ福岡市内又ハ附近町村居住者ニ限ル)ト連署ノ上別ニ定ムル書式ニ依リ証書ヲ総長ニ差出スヘシ

第六十七条 休学ヲ為シタル者ニハ其ノ休学期間給費又ハ貸費ヲ停止スルコトアルヘシ

第六十八条 停学ニ処セラレタル者ニハ給費又ハ貸費ヲ罷ム

第六十九条 貸費ヲ受ケタル者ハ修学ヲ終リタル後六箇月ヲ経過シタル翌月ヨリ起算シ其ノ貸費ヲ受ケタル月数ト均シキ期間ニ月賦ヲ以テ元金ヲ返納スヘシ但シ自己ノ都合ニ依リ月賦額以上ノ割合ヲ以テ返納シ又ハ一時ニ全部ヲ返納シ若ハ本項所定ノ期限前ヨリ返納シ始ムルコトヲ得

貸費金ニハ該金ヲ受領シタル翌月ヨリ返納ノ月迄其ノ月数ニ応シ一箇年四分八厘ノ利子ヲ付スヘシ但シ寄附者力異リタル指定ヲ為シタルトキハ之ニ拠ル

第七十条 已ムヲ得サル事情ニ因リ貸費返納ノ延期ヲ願出ツル者アルトキハ総長之ヲ許可スルコトアルヘシ

第七十一条 貸費ヲ受ケタル者放學ニ処セラレタルトキハ其ノ金額

ヲ即時返納セシム

第七十二条 貸費ヲ受ケタル者願ニ依リ退學シタルトキハ其ノ金額

ヲ即時返納セシム但シ事情ニ依リ第六十九条ノ規定ニ準シ返納セ

シムルコトアルヘシ

第七十三条 貸費ヲ受ケタル者死亡シ又ハ不治ノ疾病ニ罹リ恢復ノ

見込ナキトキハ総長ハ貸費ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ免除スルコト

アルヘシ

附 則

第七十四条 本則ハ大正八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

一六六 九州帝国大学学位ニ関スル規程

(一九二一(大正一〇)年四月一三日制定)

九州帝国大学学位ニ関スル規程

第一条 本學ニ於テ授与スヘキ學位ハ医学博士及工学博士ノ二種ト
ス

第二条 本學大学院ニ於テ二年以上研究ニ従事シタル者ハ其ノ研究

シタル事項ニ就キ論文ヲ總長ニ提出シテ學位ヲ請求スルコトヲ得

總長ハ前項ノ論文ヲ教授會ノ審査ニ付ス

第三条 前條ニ該当スル者ノ外學位ヲ請求セントスル者ハ自著ノ論

文一編ニ履歷書ヲ添ヘ其ノ請求スル學位ノ種類ヲ指定シテ總長ニ

提出スヘシ

前項論文ノ外参考トシテ他ノ論文ヲ附加シテ提出スルコトヲ得

總長ハ第一項ノ論文ヲ提出者ノ請求スル學位ノ種類ニ応シ相當學

部教授會ノ審査ニ付ス論文ハ之ヲ還付セス

第四条 前條ニ依リ學位ヲ請求スル者ハ論文審査ノ手数料トシテ金

百円ヲ納付スヘシ但シ既納ノ手数料ハ本人ノ都合ニ依リ學位請求

ヲ取消スコトアルモ之ヲ還付セス

第五条 學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スルノ行為アリタルトキハ

總長ハ當該學部教授會ノ議決ヲ經テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學位ノ授

与ヲ取消シ學位記ヲ還付セシム

第六条 前條教授會ノ議決ニハ在職教授三分ノ二以上ノ出席アルコ

トヲ要シ且出席教授四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス但シ海外

旅行中ノ教授ハ之ヲ算入セス

第七条 學位記ノ様式左ノ如シ

学位記 族籍位勲功 氏 名 右論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ九州帝国大学何学部教授会ノ審査ニ合格シタリ仍テ茲ニ何学博士ノ学位ヲ授ク 年 月 日 印 九州帝国大学総長位勲功爵氏名 割印番号
--

一六七 学位請求論文審査手続

(一九二二(大正一〇)年四月一三日制定)

学位請求論文審査手続

- 第一条 学位ニ関スル規程第二条又ハ第三条ニ依リ学位請求ノ論文ヲ教授会ノ審査ニ付セラレタルトキハ当該学部長ハ教授会ヲ召集シ学位請求者ノ履歴及論文ノ概要ヲ報告ス
- 第二条 教授会ハ二名以上ノ調査委員ヲ選定シ予メ論文ノ調査ヲ行

ハシム

第三条 調査委員ハ論文提出者ニ対シ試問ヲ行フコトヲ得

第四条 調査委員ハ論文ノ要旨及調査ノ結果ヲ教授会ニ報告ス

第五条 教授会ハ調査委員ノ報告ニ基キ之ヲ審査ス

第六条 教授会ニ於テ審査ノ決定ヲ為スニハ無記名投票ニ依リ出席教授三分ノ二以上ノ可票ヲ得タル者ヲ合格者トス

第七条 前条ノ教授会ハ在職教授三分ノ二以上出席スルニ非サレハ開会スルコトヲ得ス但シ海外旅行中ノ教授ハ之ヲ算入セス

第八条 教授会ニ於テ学位ヲ授与スヘキモノト議決シタルトキハ学部長ハ論文及其ノ審査ノ要旨ヲ添へ之ヲ総長ニ報告ス

学位ヲ授与スヘカラスト議決シタルトキ亦前項ニ同シ但シ審査ノ要旨ヲ添付スルヲ要セス

要旨ヲ添付スルヲ要セス

要旨ヲ添付スルヲ要セス

要旨ヲ添付スルヲ要セス

一六八 名誉教授推薦内規

(一九三三(大正一二)年一月三〇日制定)

名誉教授推薦内規

- 一、名誉教授ニ推薦セラルヘキ者ハ本学ニ教授トシテ二十年以上在職シ功勞アル者タルコト但シ功績特ニ顕著ナル者ハ此ノ限りニ非サルコト
- 一、推薦提出者ハ総長又ハ評議員タルヘキコト
- 一、採決ハ討論ヲ用ヒス無記名投票ニ依ルコト

一、評議員四分ノ三以上出席シ四分ノ三以上ノ賛成アルニ非ラサレハ推薦セサルコト

一、名誉教授候補者提出アリシ当日ハ説明ニ止メ決定ハ次回ニ於テスルコト

附記

本内規ハ第一項ニ示スカ如ク本学ニ在テ効績アリシ者ニ適用スヘキコト勿論ナルモ夫レ以外ノ内外国人ヲ推薦セントスル場合ハ本内規ヲ準用スヘキモノトス

一六九 総長候補者選挙内規

(一九二五(大正一四)年一〇月二〇日制定)

総長候補者選挙内規

第一条 九州帝国大学教授ハ九州帝国大学教授中ヨリ総長候補者ヲ選定ス

但シ九州帝国大学教授ニ非サルモ学識アリ声望闊歴卓絶ナル者ハ総長候補者トナスコトヲ得

第二条 九州帝国大学教授ハ各学部ニ於テ十名ノ総長候補者ヲ選委員ヲ互選ス

第三条 予選委員ハ予選委員会ニ於テ三名連記無記名投票ノ方法ニ依リ五名ノ総長予選候補者ヲ選定ス

総長予選候補者ハ得票多数ナル者ヨリ順位之ヲ採ル 但シ

得票第五位トナルベキ者ト得票同数ナル者アルトキハ五名ヲ超ユト雖總ベテ之ヲ総長予選候補者トス

第四条

九州帝国大学教授ハ教授總會ニ於テ無記名投票ノ方法ニ依リ前条ノ総長予選候補者中ヨリ総長候補者ヲ選定ス

投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ当選者トス

投票ノ過半数ヲ得タル者ナキトキハ得票第一位及第二位ノ者二名ニ付決選投票ヲ行フ

投票ノ過半数ヲ得タル者ナク得票第一位トナルベキ者二名以上アルトキハ其同票者全部ニ就キテ投票ヲ行ヒ当選者ヲ定ム、投票ノ結果尚過半数ヲ得タル者ナキトキハ得票多キ

者二名ニ付決選投票ヲ行フ 但シ得票同数ナル者アリテ得票多キ者二名ヲ定メ得サルトキハ本条第六項ニ依リ二名ヲ

選ビ決選投票ヲ行フ

投票ノ過半数ヲ得タル者ナク得票第一位ノ者一名ニシテ得票第二位トナルベキ者二名以上アルトキハ其同票者全部ニ

就キテ投票ヲ行ヒ得票最多キ者ヲ得票第二位ノ者トス但シ投票ノ結果尚得票同数ノ者アリテ得票第二位ノ者ヲ定メ

得ザルトキハ本条第六項ニ依リ一名ヲ選ビ得票第二位ノ者トシ得票第一位ノ者ト決選投票ヲ行フ

決選投票ノ結果得票同数ナルトキハ教授就職ノ順序ニ依リ就職ノ同日ナルトキ若クハ就職ノ順序ヲ定メ得ザルトキハ

年齢順ニ依リ当選者ヲ定ム

第五条 予選委員会及教授総会ハ同日ニ之ヲ開会ス

備考 一、第一条第二条及第四条ノ九州帝国大学教授ニハ兼任教

選挙管理者ハ開会期日二週間前ニ開会ノ通知ヲ發送ス

授ヲ含ムモ名誉教授ヲ含マス

予選委員会ハ予選委員四分ノ三以上、教授総会ハ教授総数

二、第三条ノ三名連記無記名投票ニ於テ三名ヲ連記セザル

ノ四分ノ三以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

モノアリトモ之ヲ有効ト認ム

予選委員会及教授総会ニ於テ出席者定数ニ達セザルトキハ

三、第三条ノ総長予選候補者第一回ノ投票ニ依リ五名ニ達

本条第二項ノ規定ニ依ラス一週間以内ニ更ニ之ヲ開会ス

セザルトキハ五名ニ達スル迄投票ヲ行ヒ之ヲ補充ス

第六条 総長候補者ニ当選シタル者就職ヲ辞退シタルトキハ更ニ第

四、第四条ニ於ケル投票ノ過半数トハ投票ノ有効ナルト無

三条乃至第五条手続ニ依リ選挙ヲ行フ

効ナルトヲ問ハス投票総数ノ過半数ヲ云フ白紙モ投

第七条 総長ノ任期ハ満四ケ年トス但シ再選スルコトヲ得

票ト見做ス

第八条 選挙ニ関スル事項ハ現任総長之ヲ管理ス総長ヲ欠クトキ又

五、第五条及第十条ノ教授総数中ニハ欧米派遣ニ依リ海外

ハ総長事故ノ為之ヲ行フ能ハサルトキハ各学部長ノ互選ニ

六、第八条ノ第二項及第三項ニ於ケル立会及合議ノ際ニハ

依リ当選者之ニ当ル

必スシモ学部長全員ノ出席ヲ要セス

選挙管理者ハ各学部長立会ノ上庶務課長ヲシテ投票ヲ開封

セシム

投票ノ効力ノ有無ハ選挙管理者及各学部長合議ノ上之ヲ決

一七〇 教授定限年齢制内規

定ス

(一九二七(昭和二)年九月二日制定)

第九条 総長候補者ノ選挙ハ少クトモ現任総長ノ任期終了一ヶ月前

教授定限年齢制内規

又現任総長ヲ欠クトキハ欠キタル後一ヶ月以内ニ結了セシ

教授ハ満六十歳ニ達シタル日ニ辞表ヲ提出スルモノトス

ムベシ

附則

第十条 本内規ノ改正ハ教授総数ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルニ非

本内規ハ決定ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本内規ノ改正ハ総長必要アリト認メタルトキ又ハ半数以上ノ教授ヨリ要求アルトキ委員ヲ設ケ之ヲ詮議ス

覚書

一、本内規ニ依リ退官スル者ハ他ノ帝国大学ノ例ニ従ヒ優遇スルコト

二、滿六十歳ニ達セサルモ在官二十年以上又ハ滿五十五歳ヲ超エタル場合ニ退官スル者ハ前項ニ準シテ取扱フコト

三、前二項ニ依リ退官セル者ニハ研究上出来得ル限り便宜ヲ与フルコト

四、兼任教授ニハ本内規ヲ適用スルモ優遇ハ為サ、ルコト

五、本内規ニ依リ退官セル者ニハ其学部教授会ノ決議ニ依リ一ケ年ヲ限度トシ講師ヲ囑託スルコトアルベシ

六、教授ハ総長ニ任セラレタル為第一項乃至第三項ノ優遇ヲ受クル資格ヲ失ハサルコト
以上

教授定限年齢制内規実施ニ伴フ希望条項

一、優遇方法ヲ更ニ向上セシムルコト

一、将来永続的ニ実行シ得ル様財源ニ関シ考慮セラレタキコト

一、助教授ニモ定限年齢制ヲ実施スルコト

一、助教授在官年数ヲ教授在官年数ニ通算スルコト

一、他ノ帝国大学ヨリ転任シタル教授ノ在官年数ハ本学教授在官年数ニ通算スルコト
以上